

一般社団法人日本不整脈心電学会 選挙理事選考委員会規定

(平成 30 年 1 月 18 日改定)

(設置)

第1条 定款第 43 条に基づき、本学会総務委員会内に選挙理事選考委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本学会の選挙理事候補者を適正に選出することを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 本委員会は、総務委員長と総務委員長が評議員から選任した 4 名の計 5 名の委員により構成する。

2. 委員長は委員の互選により決定する。
3. 委員長及び委員は、理事長が委嘱する。
4. 任期は、役員改選年の 1 月から新役員就任の決議が行われる社員総会終了時までとする。
5. 委員がやむを得ない理由により辞任する場合は、後任の委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。
6. 前項の規定により後任となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の開催はすべての委員が出席することを要する。

(権限及び業務)

第5条 本委員会は、第 2 条の目的達成のために次の業務を行う。

2. 本委員会は次期役員有資格者一覧を作成し、投票権者に投票用紙を理事長及び本委員会名で送付する。
3. 開票する際に定款および定款施行細則に定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合は、本委員会が解決にあたる。
4. 投票用紙の記入に著しい不都合があった場合は、本委員会により無効とすることができる。
5. 委員長は、理事会に選挙結果を報告するとともに、選挙理事候補者を上申する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規定は、平成 27 年 5 月 28 日より施行する。